

してゐない、殊に我國に於ては一層である、故に之に關する所論は勢ひ歐米に於ける事例を論據とするの外ないのであるが、夫れは直ちに採つて以て我國の道路政策乃至は道路交通の經濟論に適用を許さないものが尠くない、近時道路乃至は其の交通を論ずる著述の多くなつたことは筆者の頗る満足するところであるが、其の多くは海外の事例を紹介して之を批判するに止り著者独自の見解奈邊にあるやを疑はしむるものが多い、檜崎博士が我國獨特の事例に立脚して所論されむとした其の苦心の程は、本著を讀んだ者の

等しく感ずるところであらう、筆者は夫れに對して深甚の敬意を拂ふのである、此後此種研究を進めらるゝに方り必要な統計資料等を蒐集することは吾々の任務とも考へらるるので筆者は其の勞を提供するに吝ではない、尙此後研鑽を重ねられ聊ともすれば霧中にあるかの如き交通行政を指導されむことを所望し、前文中批評するに敬意を失した點があつても、夫れは筆者が政治に對する熱心の然らしむるものとして御寛恕を願ひたい。

府縣市町村より見たる道路事業 (七)

平井良成

(前號二七頁以下ハ活字組版取違ノ爲メ未校正ノ部
分ヲ登載セシニ付本號ニ更正登載スルモノデアル)

納事

第三則

研究

一、農工商其職業ノ爲メ使用致シ候分ハ男女トモ無税ノ事但其職業トハ農ノ作男工ノ弟子商ノ手代等ノ類ト可相心得事

第四則

一、從來召抱候僕婢ノ儀ハ其生國出所名年齢等相認メ此度限り各主人ヨリ所屬戸長へ相達シ自後抱替或ハ暇遣シ又ハ新ニ召抱候分ハ其都度戸長へ可届出事

第五則

一、右上納ハ年々兩度ニ區別シ半年分ツ、其地ノ戸長、相集メ戸長ヨリ管轄府縣廳へ可相納事

第二條 車馬駕籠税

第一則

一、皇族ノ外華士族平民自分用ノ馬車人力車駕籠等ハ第二則ヨリ第四則ニ照準納税可致事

第二則

一、四輪以上ニテ貳疋以上ノ馬車ハ一ケ年金五圓四輪以上ニテ一疋立ハ一ケ年金四圓三輪以下ニテ貳疋立ハ

金三圓一疋立ハ金二圓可相納事

第三則

一、人力車四輪以上ハ一ケ年金二圓三輪以下二人乗ハ一ケ年金一圓五十錢一人乗ハ金一圓可相納事

第四則

一、駕籠引戸以上ハ一ケ年金五十錢垂以下ハ金二十五錢可相納事

第五則

一、免許ノ上馬車人力車駕籠等ヲ以テ渡世相營ミ候者ハ都テ前定税ノ半高可相納事

第六則

一、荷物運送ノ爲メ相用ヒ候馬車大八車中車小車等ハ此税則ニ不入事但府縣限リ道路橋梁修覆等ノ爲取立候儀ハ此限ニ非ラス

第七則

一、從來相用居候分モ此度限り所持ノ分員數取調其所屬戸長へ可届出事

第八則

一、有稅無稅ノ論無ク以來新調ノ車ハ其都度戸長ヘ届出

檢印可申受事

第九則

一、新調ノ分納稅ノ儀六月以前ノ分ハ全年分七月以後ノ

分ハ半年分上納ノ儀ト可相心得事

第十則

一、右上納ハ年々兩度ニ區別シ半年分ツ、其地ノ戸長ヘ

相集メ戸長ヨリ管轄府縣廳ヘ可相納事

第三條 馬 稅

第一則

一、皇族ノ外華士族平民自分用ノ馬ハ第二則ニ照準納稅

可致事

第二則

一、凡テ乘馬並有稅ノ車ニ相用候馬ハ一ヶ年一疋ニ付金

三圓ツ、可相納事

第三則

一、免許ノ上貸馬貸馬車ヲ以テ渡世致シ候者ハ前稅ノ定

半高可相納事

第四則

一、荷物運送並ニ農事ニ相用候馬及馬商ノ繫置候馬等ハ

此稅則ノ例ニ非サル事但馬商ノ者ハ都テ壬申十月中

相達候規則ニ照準免許稅可相納事

第五則

一、是迄相用居候分此度限り車駕籠稅第七則同様可届出

事

第六則

一、有稅無稅ノ論無ク新ニ馬買入候節ハ其都度戸長ヘ可

届出事

第七則

一、新ニ買入候馬稅ノ儀六月以前ノ分ハ全年分七月以後

ノ分ハ半年分上納ノ儀ト可相心得事

第八則

一、右上納ハ年々兩度ニ區分シ半年分ツ、其地ノ戸長ヘ

相集メ戸長ヨリ管轄府縣廳へ可相納事

第四條 遊 船 稅

第一則

一、遊興ニ供シ候諸船ハ第二則ヨリ第四則ニ照準納稅可

致事

第二則

一、屋形船屋根船ハ大小ニ拘ハラス一ケ年金三圓ツ、可

相納事

第三則

一、網船猪牙船ノ類ハ一ケ年金一圓五十錢ツ、可相納事

第四則

一、右ノ諸遊船ヲ以テ渡世致シ候者ハ前定稅ノ半高可相

納事

第五則

一、從來相用居候分モ此度限り車駕籠稅第七則同様可届

出事

第六則

一、右ノ諸船新調候者ハ其都度戸長へ届出檢印申受事

第七則

一、新調ノ分納稅ノ儀ハ六月以前ノ分ハ全年分七月以後

ノ分ハ半年分上納ノ儀ト可相心得事

第八則

一、右上納ハ年々兩度ニ區別シ半年分ツ、其地ノ戸長へ

相集メ戸長ヨリ管轄府縣廳へ可相納事

第五條

一、無宿ニテ僕婢抱置並右ノ諸品物常用致シ居ル者後日

露顯致スニ於テハ過料トシテ一ケ年定稅ノ五倍ツ、

可爲差出事

生糸製造取締規則

生糸の粗製濫製の弊甚しく詐偽の製品

も少からずして貿易取引上信用を害せらるること大なる

ものあるを看取し之が防止策として製造の取締を爲すに

至つた、此規則の發布は六年一月三十日である。

犯 姦

律 家族制度の維持風紀取締上の必要があ

るので犯姦、親族相姦、姦ニ家長妻、姦ニ部民妻ニ者に對し

が特別刑律を發布した。

郵便規則

四年二月郵便法を制定し郵便切手を發行することとなつたが更らに六年三月十日郵便の統制を計らんが爲めに郵便規則を發布した。同年十二月十七日改正を加へ又七年九月三日には郵便爲替法をも制定し翌

八年一月二日より施行した。甫め郵便規則を制定するに當り當時政府の企圖する處の主旨は五年三月大藏省の公表したる所に依り明かにせらる其文に曰く、

凡そ國の稱ある所以のものは人民其言語風尚を一にし政令緒ありて權利相悖らず相交の誼を通じて其變樂を同ふし千里の遠きに離隔するも一區の近に住する如く共に憲典に遵由して能く一社の友情を遂るを云也今夫れ交情を相通じ均しく政令を相奉じ一社の友を爲す者は僻境邊陲に至る迄郵便の道自在にして互に信書を往復し歡を報じ苦を告げ有るを以て無きに易へ婚媾貿易製産開墾東に起るを西に報じ南に止むを北に諫め四方の物情響應する所になり我其國內の社友のみならず海外萬里の國と雖ども

特別の刑罰を加ふるを適當とするので六年二月八日之れ

互に交際の道を開き彼我の民人來往し亦朋友の好をなせば隨て往復の信書あり必ず郵便無かるべからず故に歐米兩洲の國に於ては重く驛遞の官を置き或は公人の財を費し一に郵便に従事せしむ已に昨年米國の政府殆んど五百萬元の大金を郵便一事に費せりと此理も深く沈思せざるべからず夫れ歐米國民の如きは素より政府の力を借らずして陸に鐵道の車を轉じ海に火輪の船を浮べ物貨運輸行旅の往來萬里遠隔の土地と雖ども絶て障碍ある事無く之を能く掌るの知識有と雖ども現に利あるを見るにあらざれば業を開くに力無く決して荒陬僻野迄二三の信書を達するを得んや況や海外郵便の如きは甲に送る一封の書も乙丙丁の數國を歴て之を達するものなれば固より會社或は一商の能く得て辨すべき業にあらず是れ獨り政府の當て任する所にして乃ち其施設ある所以なり古來我國信書の事は一に商民の私業に歸し政府是に與からざるより往復最も滯滞して噓へば陸羽に住する人肥薩の人に書を送

るは唯幸便を待つのみにて多くは年を経月を重ね或は達するに道を知らず況して北海道の遠きに於ては恰も絶海無航と同じく聲音幾んと阻隔して民俗土風異境の看をなさんとす、しかのみならず既に外交ありてより彼の民我地に住する者萬を以て數ふるに至り又我民の彼に遊ぶ千餘の數に及ぶべし互に文書の往來あれども我より之を達する道なく彼の國政府の驛遞院より官吏を横濱等に派出して此往復を司らしむ、堂々たる我帝國にして斯る大典を缺きたりしは實に此民の不幸と謂ふべし故に左の郵便規則の通り海内一般郵便の方法を開き僻邑邊村に至る迄信書不達の地無からしめ併せて新聞書籍見本品を廣く之を遞送せしめ交誼を處し文化を擴め貿易生産繁殖の本凡そ民人に益ある郵便の事は驛遞寮に司らしめ國の國たる由縁を實にし終に海外通信の國何れの土地も吾郵便切手を以て音書自由の約を成し此缺點の憾無からしめんとの御趣意なれば衆庶能くこの理を解して其隆握の國恩に報ずる事を勉むべき也。

全國戶籍表頒布 七年三月二十四日太政官布告第三七號を以て全國戶籍表を頒布せられた。

新聞紙發行條目 六年十月十九日新聞紙條目を發布せられた、其内容を掲ぐれば左の如し。

第一條 各箇ノ新聞紙ハ各箇ノ題號ヲ具フヘシ

第二條 新聞紙ノ附録ニハ必ス本紙ノ題號ヲ記スヘシ

第三條 新聞紙ノ本紙ヲ出サスシテ唯附録ノミヲ出スヘ

カラス

第四條 官准ヲ乞フテ書面ニ一タヒ許可ノ印ヲ得レハ毎

號ヲ出シテ檢査ヲ受クルニ及ハス但願書ハ書籍出版

條例ノ雛形ニ據ルヘシ

第五條 每號印行ノ年月ハ印行ノ地名編輯者印刷者ノ苗

字名及號數ヲ記スヘシ

第六條 刻成後一部宛文部省及ヒ管轄廳ニ納ムヘシ

第七條 天變地異火災軍事物價物產貿易生死嫁娶官報文

學工藝遊宴衣食田宅洋書譯文海外雜誌其他世上ノ瑣

事等事ニ害ナキ者ハ錄入ヲ許ス

第八條 四方ヨリ寄セ來ル書類並贈答ノ書牘文章雜話等

其苗字名ヲ知ルヲ得ヘキニ於テハ皆之ヲ記スヘシ

第九條 官准ヲ乞ハスシテ新聞紙ヲ發スルヲ禁ス

第十條 國體ヲ誹リ國律ヲ議シ及ヒ外法ヲ主張宣説シテ

國法ノ妨害ヲ生セシムルヲ禁ス

第十一條 政事法律等ヲ記載スル事ニ付妄ニ批評ヲ加フ

ル事ヲ禁ス

第十二條 猥リニ教法ヲ記入シ政法ノ妨害ヲ生セシムル

ヲ禁ス

第十三條 衆心ヲ動亂シ淫風ヲ誘導スルヲ禁ス

第十四條 無根ノ言ニ託シテ人罪ヲ誣ル事ヲ禁ス

第十五條 在官ノ者官中ノ事務ハ勿論或ハ外國交際ニ係

ル事類ハ瑣細ノ件ト雖トモ私ニ掲載スル事ヲ禁ス

但公布ヲ經ルノ文書類ハ其長官ヨリ差圖ノ分ハ此限

キ在ラス

第十六條 凡記載シタル事件ニ付錯誤アラハ必ス之ヲ改

ムヘシ

第十七條 凡記載ノ事件ニ付疑問スヘキ事アル時ハ編輯

者辯解ノ責ニ任スヘシ

第十八條 禁令條例ニ背キタル時ハ律ニ照シテ處斷スヘ

シ

内務省の設置 六年十一月十一日太政官第三百七十五

號布告を以て内務省を置かれ勸業、警保、戶籍、驛遞、

土木、地理、測量等の行政事務を管掌せしむることとな

つた。

僕婢税等を賦金と稱する事 七年一月十九日太政官布告第七

號を以て僕婢馬車人力車等諸税並劇場藝妓等の諸税各府

縣限取立つるものは自今賦金と稱することとした。

郵便爲替規則 七年九月三日太政官布告第一三號を以

て金參拾圓以下小金額の爲替に關し郵便爲替規則を發布

した。

電信發行條例 七年九月二十二日太政官布告第九八號

を以て日本帝國電信條例が制定せられた。

達白書無料の件 七年九月二十四日太政官布告第一〇二

號を以て國の大事人民の大利害に關するを以て建白書に限り無切手を以て差出すことを得る旨を定められた。

地方官會議憲法並規則制定 七年五月二日太政官達第五八號

を以て地方官會議開催に付議院憲法並規則を發布せられた（其内容は後掲）。

並木保護の件 七年九月二十八日内務省達乙第六〇號

を以て諸街道並脇往還並木保護に關して植足植付の儀伺ひ出づべき旨を達せられた。

府縣會計年度改正 七年十月十三日太政官番外達を以て府

縣會計年度は毎年一月より十二月迄なるを其年七月一日より翌年六月三十日迄とし金穀出納の條件を定められた

貨幣條列 四年五月新貨幣條例を頒布したるも往古よ

り他邦と貿易の事少なく貨幣の制度未だ精密ならず其品類各種に涉り價值も一定せず或は慶長金があり、享保金があり大小判金や壹分金貳分金があり或は一分銀一朱銀當百錢等があり、尙大小數種の銅錢があつて甚しきは一國一郡限りの貨幣があつて固より品類區々方圓大小其價

を異にし其雜駁異質甚しく經濟上の支障甚大なるを以て量目と性合との統一を計らんが爲めに八年六月二十五日太政官布告第一〇八號を以て貨幣條例を發布した。

雜稅廢止

從來雜稅と稱するは舊慣に因りて區々の收税を爲すものにて輕重有無不平均に付稅目千六百二十種に係る雜稅を八年一月一日より廢止する旨同年二月二十日太政官布告第二三號を以て發布せられた。

國役金廢止 舊幕府以來川々堤防費として取立てたる國役金は七年十二月三十日限り廢止したる旨八年一月二十日太政官布告第二三號を以て發布せられた。（未完）

×
×
×